

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(TLAC規制対象会社の同順位商品に関する経過措置)

第二条 TLAC規制対象会社（第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新告示」という。）第一条第七十八号に規定するTLAC規制対象会社をいう。以下この条において同じ。）のその他外部TLAC調達手段（新告示第一条第七十九号に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。以下この条において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部TLAC調達手段に該当するものを除く。）のうち、当該TLAC規制対象会社に係る総損失吸収力及び資本再構築力に係る最低基準の適用日（以下この条において「TLAC規制適用日」という。）までに発行されたものであって、当該TLAC規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該TLAC規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新告示第七条第二項第五号又は第十九条第二項第

五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部T L A C 関連調達手段の額に算入しないことができる。

(信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置)

第三条 平成三十一年三月三十一日前に、先進的内部格付手法を使用することについて第一条の規定による改正前の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(以下この条において「旧告示」という。)第二百一十一条の承認を受けた商工組合中央金庫が、同日の直前まで、旧告示第十三条第四項及び第二十四条第四項の規定により、信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出にする当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、新告示第十三条第四項及び第二十四条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「商工組合中央金庫を標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫とみなして第六章に定めるところにより判定された手法」とし」とあるのは、「商工組合中央金庫を基礎的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫とみなして第六章に定めるところにより判定された手法(同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）」とし」とすることができ。

(リスクリテンションに関する経過措置)

第四条 商工組合中央金庫がこの告示の適用の日(次条において「適用日」という。)において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該商工組合中央金庫がその保有を継続している場合に限り、新告示第二百三十一条第三項の規定は、適用しない。

(経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第二条の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項(以下この条において「新開示告示」という。)第二条第三項第十一号(新開示告示第三条第三項において読み替えて準用する場合を除く。)、において引用する別紙様式第十号、新開示告示第二条第四項第二号(新開示告示第三条第四項、第四条第四項第二号及び第五条第四項において読み替えて準用する場合を除く。)の規定、新開示告示第二条

第五項（新開示告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する場合を除く。）において引用する別紙様式第二号（第四面から第八面まで及び第二十二面から第二十五面までに係る部分に限る。）、新開示告示第二条第六項（新開示告示第三条第五項において読み替えて準用する場合を除く。）の規定及び新開示告示第二条第七項（新開示告示第三条第五項において準用する場合を除く。）において引用する別紙様式第五号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新開示告示第三条第三項において読み替えて準用する新開示告示第二条第三項第十号において引用する別紙様式第十号、新開示告示第三条第四項において読み替えて準用する新開示告示第二条第四項第二号の規定、新開示告示第三条第四項において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項において引用する別紙様式第三号（第二面から第六面まで及び第十七面から第二十面までに係る部分に限る。）、新開示告示第三条第五項において読み替えて準用する新開示告示第二条第六項の規定及び新開示告示第三条第五項において準用する新開示告示第二条第七項において引用する別紙様式第五号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。）

以下この項において同じ。)に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

- 3 新開示告示第四条第三項第二号において読み替えて準用する新開示告示第二条第三項第十一号において引用する別紙様式第十一号、新開示告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する新開示告示第二条第四項第二号の規定、新開示告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項において引用する別紙様式第二号(第四面から第八面まで及び第二十二面から第二十五面までに係る部分に限る。)、新開示告示第四条第六項(新開示告示第五条第五項において準用する場合を除く。)(の規定及び新開示告示第四条第六項(新開示告示第五条第五項において準用する場合を除く。)(において引用する別紙様式第五号(第二面に係る部分に限る。))は、適用日以後に終了する連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。))に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

- 4 新開示告示第五条第三項において読み替えて準用する新開示告示第二条第三項第十一号において引用する別紙様式第十一号、新開示告示第五条第四項において読み替えて準用する新開示告示第二条第四項第二

号の規定、新開示告示第五条第四項において読み替えて準用する新開示告示第二条第五項において引用する別紙様式第三号（第二面から第六面まで及び第十七面から第二十面までに係る部分に限る。）、新開示告示第五条第五項において準用する新開示告示第四条第六項の規定及び新開示告示第五条第五項において準用する新開示告示第四条第六項において引用する別紙様式第五号（第二面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件の一部改正）

第六条 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年
金融
経済
産業
省
告示
第四号）の一部を
次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

【別葉1を挿入】

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)</p> <p>第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新告示」という。）第五十六条第一項本文（新告示第百三十九条第六項及び第百四十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、商工組合中央金庫は、カレント・エクスポージャー方式（第一条の規定による改正前の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「旧告示」という。）第五十七条に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。以下同じ。）を用いて、先渡、スワップ及びオプションその他の派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、商工組合中央金庫は、全ての派生商品取引について、S A I C C Rを用いて与信相当額を算出することができない。</p>	<p>附則</p> <p>(派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)</p> <p>第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新告示」という。）第五十六条第一項本文（新告示第百三十九条第五項、第百四十七条第五項、第二百四十三条第二項及び第二百五十三条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、商工組合中央金庫は、カレント・エクスポージャー方式（第一条の規定による改正前の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「旧告示」という。）第五十七条に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。以下同じ。）を用いて、先渡、スワップ及びオプションその他の派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、商工組合中央金庫は、全ての派生商品取引について、S A I C C Rを用いて与信相当額を算出することができない。</p>

〔2・3 略〕

〔2・3 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。